

## 第2節 医師以外の保健医療従事者

### 1 歯科医師

#### 【現状と課題】

平成18年末現在の本県の歯科医師従事者数は758人であり、人口10万人当たりで53.3人となっており、全国平均(74.0人)の約72%と下回っています。

本県の歯科医師は、市部を中心に概ね充足しているものの、無歯科医の自治体があるように、郡部では歯科医が充足していない地区もあります。

要介護者、障害(児)者に対する口腔ケアや摂食嚥下等のニーズに対応できる在宅歯科診療及び地域歯科保健活動の必要が求められていますが、家族や在宅支援関係者の歯科口腔に対する意識の問題等により、在宅歯科診療や保健活動が進展していない傾向にあります。

#### 歯科医師の状況(全国との比較)

(平成18年12月31日現在)

	青森県		全国人口10万人対	対全国平均 (%)
	実数(人)	人口10万人対		
平成18年	758	53.3	74.0	72%

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

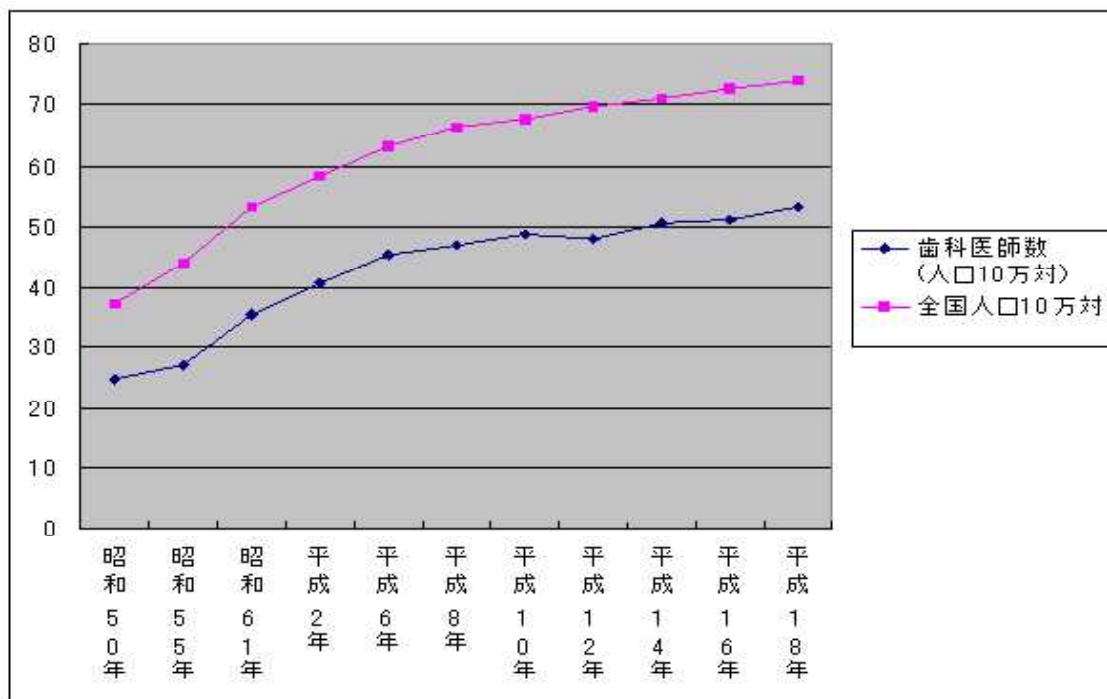
#### 二次医療圏ごとの歯科医師の状況

(平成18年12月31日現在)

二次保健医療圏	実数(人)	人口10万人対	全国人口10万人対	対全国平均(%)
津軽	189	60.2	74.0	81%
八戸	187	54.2		73%
青森	198	58.8		79%
西北五	65	42.2		57%
上十三	90	47.6		64%
下北	29	34.9		47%

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

## 全国との比較状況



資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

## 【目標】

歯科診療・保健活動の地域偏在の解消等と歯科医師の資質向上を図り、県民に今後とも必要な保健医療を提供していきます。

## 【施策の方向と主な施策】

## (1) かかりつけ歯科医の推進

患者の心身の特性に合わせた治療と歯科疾患の予防や口腔の継続的な管理を行うなど、県民が安心して健康管理を担わせることができる「かかりつけ歯科医」の普及定着を推進します。

(県、医療関係団体、医療機関)

## (2) 歯科医師の資質の向上

卒後臨床研修の必修化に伴い、臨床研修協力施設に対する支援を行い、臨床研修の充実を図ります。(県、医療機関)

一般的な歯科技術の向上のみならず、障害(児)者や要介護者に対する専門的な歯科医療に対応できるよう各種研修への参加を促進します。(県、医療関係団体)

## 【達成目標】

県歯科医師会及び各支部歯科医師会主催の各種研修会への参加歯科医師数の増を目指します。

(平成19年度学術研修会参加歯科医師延べ数 333名 青森県歯科医師会調べ)

## 2 薬剤師

### 【現状と課題】

平成 18 年末現在の本県の薬局・医療施設従事薬剤師数は 1,457 人であり、人口 10 万人当たりで 102.4 人となっており、全国平均 (136.4 人) の約 75 % と下回っており、特に薬局において不足している状況です。

二次医療圏ごとの人口 10 万人に対する薬局・医療施設従事薬剤師数は、各医療圏とも全国平均を下回っており、特に西北五圏域 (全国平均の約 46 %) 及び下北圏域 (全国平均の約 54 %) が大幅に下回っておりますが、これらの圏域に薬局が少ないことが原因と考えられます。

近年は、病院における病棟活動の重要性が増していることや、医薬分業が進む中で、薬剤師に対する需要がますます高まり、薬局等の薬剤師の確保が困難になっています。

また、薬学教育 6 年制の開始や医療技術の高度化・専門化の進展に伴い、がん薬物療法等の専門分野における高度な知識技能を有する薬剤師の医療への関与も求められており、これら様々な役割に対応できる薬剤師の確保を進めて行くことが必要となります。

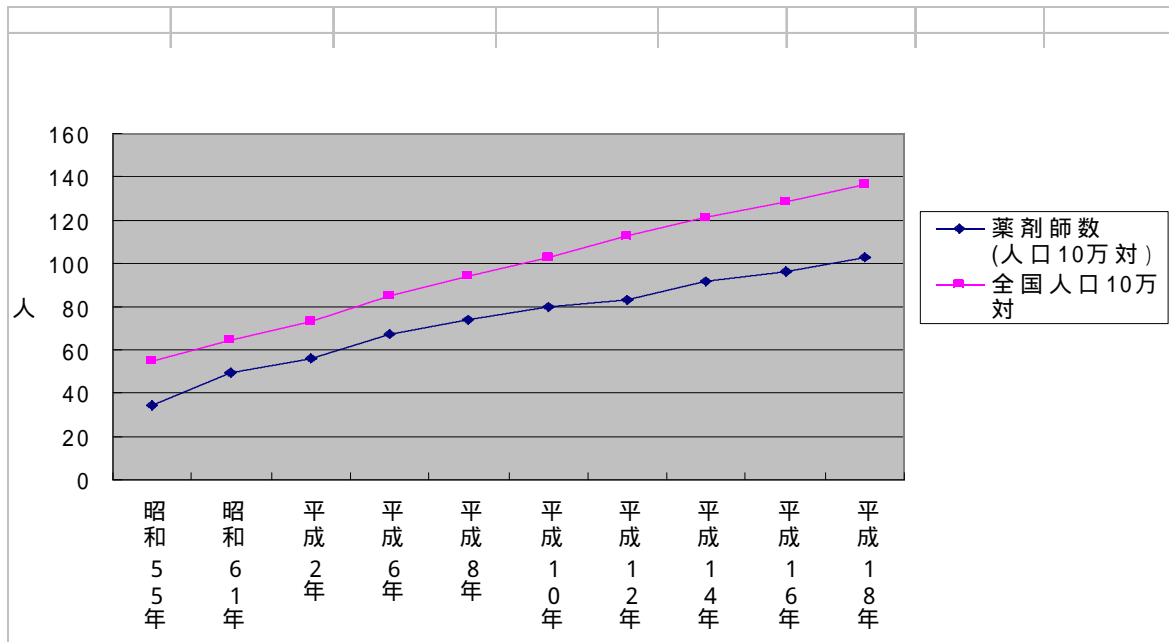
薬局・医療施設従事薬剤師数の状況 (全国との比較)

(平成 18 年 12 月 31 日現在)

	青 森 県		全国人口 10 万対	対全国平均 (%)
	実 数 (人)	人口 10 万対		
平成 18 年	1,457	102.4	136.4	75

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

薬局・医療施設従事薬剤師数の推移



## 二次保健医療圏ごとの薬局・医療施設従事薬剤師数の状況

(平成18年12月31日現在)

二次保健医療圏	実数 (人)	人口10万対	全国人口10万対	対全国平均 (%)
津軽地域	361	114.7	136.4	84
八戸地域	355	102.6		75
青森地域	406	120.3		88
西北五地域	95	62.1		46
上十三地域	178	94.3		69
下北地域	61	73.9		54

資料「医師・歯科医師・薬剤師調査」(厚生労働省)

## 【目標】

薬剤師の養成確保及び資質向上を図り、県民に今後とも必要な保健医療を提供していきます。

## 【施策の方向と主な施策】

## (1) 薬局・医療施設従事薬剤師の確保

未就業薬剤師の就業促進を図ります。(県)

大学薬学部等の本県出身の薬学生に対し就業を働きかけます。(県)

医療施設に対する適正配置を指導します。(県)

## (2) 薬剤師の資質向上

青森県薬剤師会等と密接な連携を図りながら、病院における医療チームの一員としての薬剤師(臨床薬剤師)の育成とともに、かかりつけ薬局における医薬品の適正使用を推進していくための認定薬剤師の育成について支援します。(県、薬務関係団体等)

各種研修(知識・技術向上等)について、薬剤師及び関係機関へ周知を図ります。(県)

青森県薬剤師会等が取り組んでいる薬学教育6年制に伴う薬学生の実務実習受入施設の確保や指導薬剤師の養成、並びに、がん診療連携拠点病院をはじめとする病院勤務薬剤師に対する、がん専門薬剤師研修への参画について支援します。(県、薬務関係団体等)

## 【達成目標】

全国平均レベルの薬局・医療施設従事薬剤師の確保を目指します。

## 【用語説明】

## &lt;認定薬剤師&gt;

薬剤師免許取得後において、自らの資質及び専門性を向上させるための各種講習を受けた者で、一定基準を満たした薬剤師について(財)日本薬剤師研修センター及び(社)日本病院薬剤師会が認定した薬剤師

## &lt;指導薬剤師&gt;

(財)日本薬剤師研修センターが認定する、病院・薬局において薬学生の実習を指導する薬剤師

## &lt;がん専門薬剤師&gt;

(社)日本病院薬剤師会が認定する、「がん薬物療法」等の専門分野の知識・技能をもつ薬剤師

## 3 保健師、助産師、看護師等

## (1) 保健師

## 【現状と課題】

保健師の就業者数は589人(平成18年末)で、人口10万人当たりの保健師数は41.4で、全国の31.5を上回っています。

このうち、保健所・市町村等行政機関で就業する保健師は、全体の81.8%となっており、青森市保健所を含む市町村では399人で、平成16年末の357人に比べると42人増えています。

しかしながら、平成12年の介護保険法施行以降、様々な法制度の改正等があり、市町村が取り組むべき健康課題は複雑・多様化し、業務量も増大しています。これらの課題に対応する市町村保健師に求められる役割も多様化しており、保健師が保健部門以外の様々な分野に配置されるようになりました。

さらに、平成20年度から医療制度改革に伴う特定健診・特定保健指導が国民健康保険の保険者である市町村に義務づけられ、アウトソース先が限られている本県においては、少なくなった保健部門の保健師への負担増が見込まれているところです。

このため、市町村において効果的・効率的な保健活動を推進していくためには、市町村保健師の安定的な確保に加え人材育成体制を含む市町村保健活動体制を再構築することが重要な課題となっています。

また、保健所においても、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点としての機能を発揮するために、保健師の安定的確保が必要となっています。特に、県保健師は、50歳代の保健師が約7割と全国一多く、ここ数年で急激な減少が見込まれていることから、計画的な人員の確保が求められています。

なお、保健所保健師及び市町村保健師に対しては、従前から計画的に各種研修を実施しているところですが、地域保健を取り巻く環境の変化に対応した適切な保健師業務を推進するため、人事交流やジョブローテーション、OJTの充実などにより、資質の向上を図る必要があります。

## 保健師の状況(全国との比較)

(平成18年12月31日現在)

	青森県		全国人口10万対	対全国平均
	総数	人口10万対		
平成18年	589	41.4	31.5	131%

## 二次保健医療圏ごとの保健師の状況

(平成18年12月31日現在)

二次保健医療圏	実数	人口10万対	全国人口10万対	対全国平均
津軽	121	38.4	31.5	122%
八戸	119	34.4		109%
青森	129	38.2		121%
西北五	81	52.9		168%
上十三	95	50.1		159%
下北	44	53.3		169%

## 就業場所別保健師の就業状況

(平成18年12月31日現在)

就業場所	実数(人)
保健所	108
市町村	374
病院	12
診療所	22
訪問看護ステーション	1
介護保険施設等	15
社会福祉施設	5
事業所	34
養成所・研究機関等	11
その他	7

資料「衛生行政報告例」

\* 保健所欄には、青森市保健所25人分含む。

## 【目標】

県民が健やかで安心して暮らせる社会づくりを推進するため、保健師を安定的に確保し、段階的計画的に育成していきます。

## 【施策の方向と主な施策】

## (1) 保健師の安定的養成・確保

看護系大学における地域看護学実習の調整など保健師養成の充実を図ります。(県)

県及び市町村における保健師の確保促進に努めます。(県、市町村)

保健師が安定的に確保され、地域に根ざした保健活動ができるよう体制の見直しをしていきます。(県、市町村)

## (2) 保健師の資質の向上

青森県保健師研修体系に基づく各種研修の充実強化を図ります。(県)

O B 保健師の活用等により、保健師の資質の向上を図ります。(県、市町村)

効果的、効率的な保健師業務ができる人材育成システムを整備します。(県、市町村)

## 【達成目標】

(1) 県保健師の年齢的均衡が保てるよう計画的な採用を目指します。

(2) 全市町村が青森県保健師研修体系に基づく各種研修を受講します。

(3) O B 保健師の活用等の促進を目指します。

## (2) 看護師等(助産師、看護師、准看護師)

### 【現状と課題】

平成18年度末の助産師、看護師及び准看護師従事者数は、301人、10,170人、6,417人であり、人口10万人当たりで、21.2人、714.7人、450.6人となっており、全国平均(20.2人、635.5人、299.1人)の約105%、約112%、約151%となっております。

平成16年度末に比べると助産師は32人減少、看護師、准看護師はそれぞれ903人、315人増加しています。助産師の減少は、産科医療機関の休診等の影響によると考えられます。

助産師免許所持者でも看護師として従事している場合は、看護師にカウントされるので、助産師従事者数＝助産師免許所持者の実数ではありません。

二次医療圏ごとの人口10万人に対する助産師数は、西北五圏域と上十三圏域については全国平均を大幅に下回っていますが、これらの圏域に産科医療機関が少ないことが原因と考えられます。

二次医療圏ごとの人口10万人に対する看護師数は、津軽圏域、八戸圏域、青森圏域では全国平均を上回っていますが、他の圏域は少ない現状となっています。一方、准看護師数は、全ての圏域で全国平均を上回っています。

重複疾患を抱える患者の増加、入院日数の短縮化による看護必要度の高い患者の増加等により、看護職員の需要は高まると予想されます。また、在宅医療の推進や福祉施設での看取り等、看護を提供する場も多様となっています。

看護教育制度は複雑であり、県内には大学3校、短期大学1校、3年課程2校、2年課程(全日制)1校、2年課程(定時制)4校、2年課程(通信制)1校、5年1貫課程2校、准看護師課程6校ありますが、入学者の確保が困難な施設もあります。

看護教育には、知識・技術・態度の統合を図りつつ看護方法を習得する臨地実習が不可欠であり、効果的な臨地実習を行うために実習指導者の質の向上を図る必要があります。

産科や小児科の休診や廃止等による実習施設の確保及び患者の協力が得られにくいため看護師等養成施設における臨地実習が困難になっています。

看護師等養成施設卒業生のうち、約半数が県内就業していますが、そのうち約10%が1年以内に離職しています。また、バーンアウト、結婚、妊娠・出産・育児、家族介護等により退職する者も多くみられます。

県外就業する理由として、首都圏だと教育体制や研修が充実していること、研修に参加しやすいなどがあげられています。

再就業促進のために(社)青森県看護協会に委託し、ナースバンク(無料職業紹介)や再就業促進のための研修会等を行っていますが、未就業看護師の把握方法がないため、ナースバンク登録者数が年々減少しています。

看護も医療の高度化・専門化に対応するため、資質の高い看護職員の確保が求められています。現在、専門看護師や認定看護師により、患者・家族への水準の高い看護を提供するだけでなく、看護実践を通して看護職に対し指導やコンサルテーションを行い、看護職員の資質向上に寄与しています。

県立保健大学が専門・認定看護師の教育機関となっているため、県内の専門・認定看護師の人数が増えています。

## 助産師、看護師、准看護師の状況 (全国との比較) (平成18年12月31日現在)

	青森県		全国人口10万対	対全国平均
	総数	人口10万対		
助産師	301	21.2	20.2	105%
看護師	10,170	714.7	635.5	112%
准看護師	6,417	450.6	299.1	151%

資料：保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届

## 二次医療圏毎の助産師、看護師、准看護師の状況 (平成18年12月31日現在)

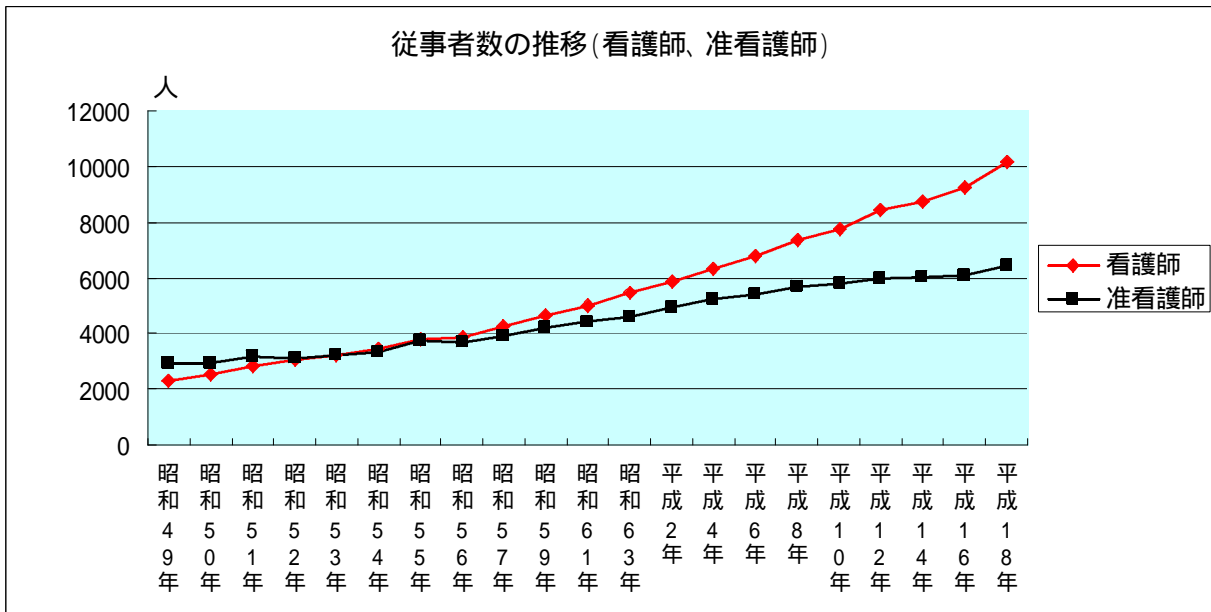
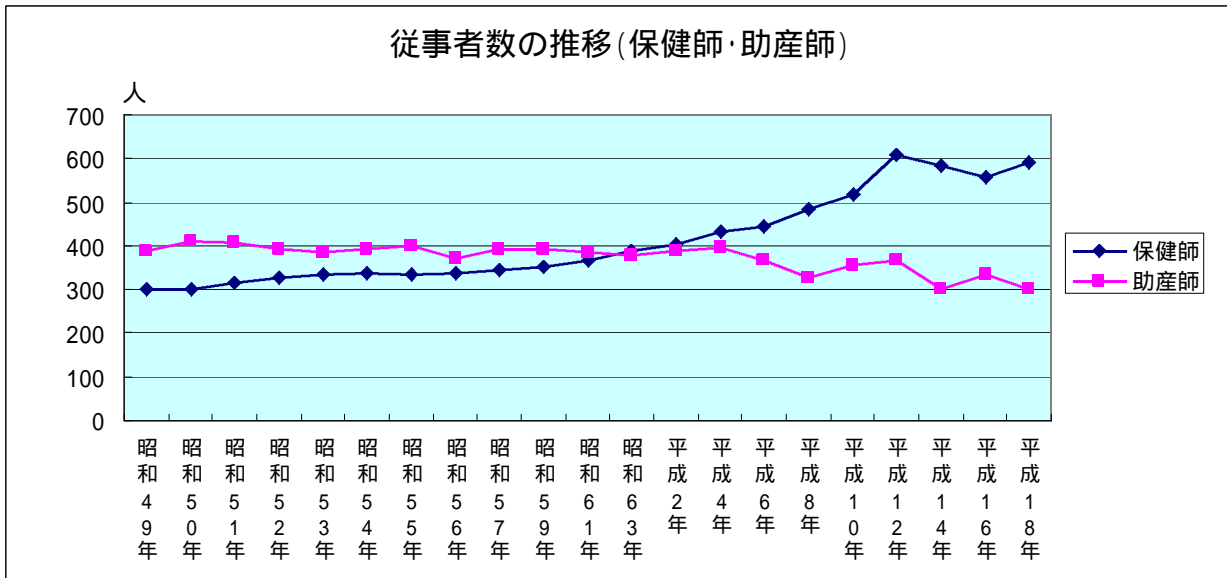
二次保健医療圏	助産師			看護師			准看護師		
	総数	人口10万対	対全国平均	総数	人口10万対	対全国平均	総数	人口10万対	対全国平均
津軽	97	30.8	153%	2,658	844.4	118%	1,590	505.1	169%
八戸	73	21.1	104%	2,662	769.5	108%	1,437	415.4	139%
青森	76	22.5	112%	2,606	772.5	108%	1,501	444.9	149%
西北五	16	10.5	52%	720	470.3	66%	682	445.5	149%
上十三	22	11.6	57%	1,063	560.2	78%	909	479.1	160%
下北	17	20.6	102%	461	558.7	78%	298	361.2	121%

資料：保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届

## 就業場所別状況

(平成18年12月31日現在)

就業場所別	助産師	看護師	准看護師
病院	233	7,314	2,135
診療所	38	1,210	2,514
助産所	9	1	3
訪問看護ステーション	0	315	105
介護保険施設	0	819	1,436
社会保険施設	0	134	155
保健所	2	5	0
市町村	4	125	59
事業所	0	21	3
看護学校・養成所・研究機関	15	198	1
その他	0	28	6
計	301	10,170	6,417



**【目標】**

看護師等の養成確保等及び資質向上を図り、県民に今後とも必要な保健医療を提供していきます。

**【施策の方向と主な施策】**

(1)看護師等の養成確保

- 教育基盤の安定のために、看護師等養成所の運営補助を実施します。(県)
- 看護師等修学資金貸与を実施し、看護職員の県内定着を促進します。(県)
- 質の高い看護師を育成するために、実習指導者の養成を実施します。(県)
- 県外就業の看護師がリターンしやすいシステムの構築を図ります。(県)

## (2) 看護師等の離職防止、再就業の促進

未就業者への就労促進や再教育などのナースセンター事業を実施します。(県)

## (3) 看護師等の資質向上

看護業務指導・支援事業を実施します。(県、看護関係団体)

関係者間で連携し、現任教育の充実に努めます。(県、養成機関、看護関係団体)

## 【達成目標】

看護師等養成施設の1学年の定員に占める入学者の割合

19年度 85% 目標 94% (平成17年度の実績)

ナースバンクへの登録者数

18年度 194人 現状維持

新人看護師の離職率

18年度 10.7% 9.3% (「2006年病院における看護職員需給状況調査」(日本看護協会)の平均値)

専門・認定看護師数

19年度 29人 目標 60人 (県内の専門・認定看護師数の推移から)

## 【用語の説明】

潜在看護師

看護師の資格を持ちながら看護業務に就いていない看護師のこと。

専門看護師

専門看護師とは、日本看護協会専門看護師認定審査に合格し、ある特定分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者であり、その受験資格は、大学院修士課程終了者で規定の単位を取得し、実務経験が5年以上ある者です。

専門看護分野は、がん看護、精神看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護の9分野があり、県内には、母性看護の専門看護師1名(平成19年9月現在)います。

専門看護師の教育機関として、県立保健大学(母性看護、急性・重症看護)があります。

認定看護師

認定看護師とは、日本看護協会専門看護師認定審査に合格し、ある特定の認定看護分野において熟練した看護技術と知識を有することが認められた者で、その受験資格は5年以上の実務経験があり、認定看護師教育課程(6ヶ月以上の集中した昼間の教育)を修了している者です。

認定看護分野は、17分野(救急看護、皮膚・排泄ケア、集中ケア、緩和ケア、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、感染管理、糖尿病看護、不妊症看護、新生児集中看護、透析看護、手術看護、訪問看護、乳がん看護、摂食・嚥下障害看護、小児救急看護、認知症看護)あり、県内には平成19年9月現在28名の認定看護師(救急看護、皮膚・排泄ケア、集中ケア、緩和ケア、がん化学療法看護、感染管理)がいます。

認定看護師の教育機関として、県立保健大学(救急看護)があります。



## 4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

## 【現状と課題】

理学療法士（PT）は、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、身体に障害のある人に対し、主として基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行なうことを業とする者です。人口10万対の本県の理学療法士数は、病院・診療所が19.5人、介護老人保健施設が2.4人と、全国値の25.8人、4.3人に比べて下回っている状況にあります。なお、県内の養成施設は3施設（定員80人）です。

作業療法士（OT）は、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある人に対し、主として応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる作業療法を行うことを業とする者です。本県の作業療法士数は、県内に養成施設が3施設（定員90人）あること等から供給は円滑であり、人口10万対で比較して、病院・診療所が15.7人、介護老人保健施設が7.6人と、全国値の14.4人、3.5人を上回っている状況にあります。

言語聴覚士（ST）は、厚生労働大臣の免許を受けて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対し、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者です。本県の言語聴覚士については、県内に養成施設が1施設（定員40人）あり、人口10万対で比較して、病院・診療所が3.2人と全国値の4.5人を下回っていますが、介護老人保健施設においては1.6人と全国値の0.7人を上回っている状況にあります。

今後とも増加すると考えられる脳卒中や急性心筋梗塞等の疾病や障害発生後の早期リハビリテーションの提供のみならず、回復期、維持期におけるサービス提供、あるいは介護予防の観点から、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の役割はますます重要になっています。

## 病院・診療所における理学療法士の従事者数

(平成17年10月1日現在)

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	常勤換算(人)	人口10万対		
病院・診療所	283.2	19.5	25.8	75.6

資料「医療施設調査・病院報告」(厚生労働省)

## 介護老人保健施設における理学療法士の従事者数

(平成17年10月1日現在)

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	実数(人)	人口10万対		
介護老人保健施設	35	2.4	4.3	55.8

資料「介護サービス施設・事業者調査」(厚生労働省)

## 病院・診療所における作業療法士の従事者数

(平成17年10月1日現在)

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	常勤換算(人)	人口10万対		
病院・診療所	228.3	15.7	14.4	109.0

資料「医療施設調査・病院報告」(厚生労働省)

## 介護老人保健施設における作業療法士の従事者数

(平成17年10月1日現在)

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	実 数(人)	人口10万対		
介護老人保健施設	110	7.6	3.5	217.1

資料「介護サービス施設・事業者調査」(厚生労働省)

## 病院・診療所における言語聴覚士の従事者数

(平成17年10月1日現在)

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	常勤換算(人)	人口10万対		
病院・診療所	46.3	3.2	4.5	71.1

資料「医療施設調査・病院報告」(厚生労働省)

## 介護老人保健施設における言語聴覚士の従事者数

(平成17年10月1日現在)

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	実 数(人)	人口10万対		
介護老人保健施設	23	1.6	0.7	228.6

資料「医療施設調査・病院報告」(厚生労働省)

## 【目 標】

今後、高齢者の増加などによりリハビリテーションの需要が増す中で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成確保及び資質の向上を図り、県民のニーズに応える保健医療を提供していきます。

## 【施策の方向と主な施策】

## (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成確保

医療機関や介護老人保健施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成確保、充実に努めます。(県、養成機関、医療機関・介護施設等)

## (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上

知識、技能をはじめ、対象者と信頼関係を構築するためのコミュニケーション能力の向上など、関係者が協力し、教育、研修の充実・強化を図ります。(県、養成機関、医療関係団体)

## 【達成目標】

病院・診療所、介護老人保健施設における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の従事者数  
(24年度) 対全国平均100%以上

## 5 管理栄養士、栄養士

## 【現状と課題】

管理栄養士・栄養士は、健康増進法や各関係法令、通知等に基づき、給食施設の喫食者や住民に対し適切な栄養管理を行い、食生活の面から疾病の治療や健康の保持増進、生活習慣病の予防等を図るために活動しています。

また、平成 18 年度診療報酬等の改定により導入された栄養管理実施加算や、平成 17 年の介護保険法改正により導入された栄養ケア・マネジメントにより、管理栄養士には喫食者一人ひとりの栄養状態に合わせた対応が求められており、充実した栄養管理の実施には配置基準以上の管理栄養士・栄養士の配置が望まれます。

一方、保健事業を行う市町村に配置されている行政管理栄養士・栄養士は、乳幼児期から高齢期まで各世代に応じた栄養教育・栄養指導等を行い、住民の健康管理や生活習慣病予防等を図っています。平成 20 年度から新たに始まる特定健診・特定保健指導を進めるうえで、その役割は一層重要なものとなっています。

しかし、市町村における管理栄養士・栄養士の配置率は、平成 17 年度において全国平均の 67.2 % と比べ、51.1 % と低い状況にあり、未配置市町村における配置が望まれるほか、配置市町村においても管理栄養士・栄養士の配置が 1 名のみといった場合や、非常勤職員のみでの配置である場合が多く、業務を円滑かつ効果的に継続して実施するため、正職員としての配置や複数配置が望まれます。

県では、保健所が実施主体となり、給食施設に対する巡回栄養管理指導の実施や研修会を開催し、管理栄養士・栄養士の資質向上を図っているほか、市町村の管理栄養士・栄養士に対しても、その資質を維持・向上させるため、行政栄養士研修会を開催しています。

## (参考)

病院における充足率（平成 17 年度）

	管理栄養士・栄養士のいる施設			どちらもない施設	合計	充足率
	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	施設数	
全国	5,876	14,322	11,534	5	5,881	99.9
青森県	69	100	101	0	69	100.0

資料：「厚生労働省衛生行政報告例」・「青森県保健統計年報（衛生行政報告例）」

介護老人保健施設における充足率（平成 17 年度）

	管理栄養士・栄養士のいる施設			どちらもない施設	合計	充足率
	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	施設数	
全国	2,276	2,737	2,669	10	2,286	99.6
青森県	43	33	62	0	43	100.0

資料：「厚生労働省衛生行政報告例」・「青森県保健統計年報（衛生行政報告例）」

## 行政管理栄養士・栄養士の市町村への配置状況

	市町村数	配置市町村数	配置率	備考
全 国	2,287	1,537	67.2%	平成17年7月1日現在
青森県	40	26(21)	65.0(52.5)%	平成19年7月1日現在

資料：「厚生労働省生活習慣病対策室調」

- 1 配置市町村数には、嘱託・非常勤職員を配置する市町村を含める。
- 2 ( )内は常勤職員のみを再掲。

## 【目 標】

管理栄養士・栄養士の資質向上及び配置促進に努め、県民が適切な知識や情報を得られる機会を増やします。

## 【施策の方向と主な施策】

## (1) 行政管理栄養士・栄養士の配置促進

市町村行政管理栄養士・栄養士の配置促進に努めます。(県、市町村、保健関係団体)

## (2) 管理栄養士・栄養士の資質の向上

県民の健康づくりに寄与できる管理栄養士・栄養士の質の確保のため、研修会の参加等により資質の向上に努めます。(県、市町村、医療機関、給食を提供する施設、保健関係団体)

## 【達成目標】

行政における管理栄養士・栄養士の全国平均以上の配置を目指します。

## 【用語説明】

## &lt; 管理栄養士 &gt;

厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者(栄養士法第1条第2項)

## &lt; 特定給食施設 &gt;

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定められたものをいう(健康増進法第20条第1項)

法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする(健康増進法施行規則第5条)

## 6 介護サービス従事者

### 【現状と課題】

本県の介護サービス従事者は、平成 17 年 10 月 1 日現在で 16,919 人、65 歳以上人口 10 万人に対して 5,181 人となっており、全国平均 4,808 人の約 108 %、うち介護福祉士は約 137 %、介護支援専門員は約 119 %となっております。

また、介護保険施設に勤務している従業者は、定員 100 人当たりの常勤換算によると 18.6 人で、全国平均 18.2 人をやや上回っている状況です。

今後、高齢者の増加に伴い在宅医療、地域ケア等様々なニーズに対応するため、介護サービス従事者の人材確保を図る必要があります。

### 【目 標】

今後、高齢者の増加などにより、介護サービスの需要が増す中で、介護サービス従事者の養成確保及び資質の向上を図り、県民のニーズに応える保健医療福祉を提供していきます。

### 【施策の方向と主な施策】

#### (1) 介護サービスの周知と理解

教育機関等によるボランティア体験・職場体験を通じた周知と理解を図ります。

(県、指定事業者)

#### (2) 潜在的有資格者等の就業促進

福祉人材センターによる無料職業紹介事業等の実施と啓発・広報等、未就業者への就労を促進します。(福祉人材センター)

#### (3) 人材養成の推進

介護支援専門員及びホームヘルパー等人材の養成研修・資質向上研修を推進します。(県)

### 【達成目標】

高齢者が各自の希望や状態に応じて必要な医療や介護が受けられるよう、介護サービス従事者の確保に努め、全国平均の維持を目指します。

福祉人材センターの養成・資質向上等研修機会の確保を図ります。

(平成 18 年度開催回数 16 回)

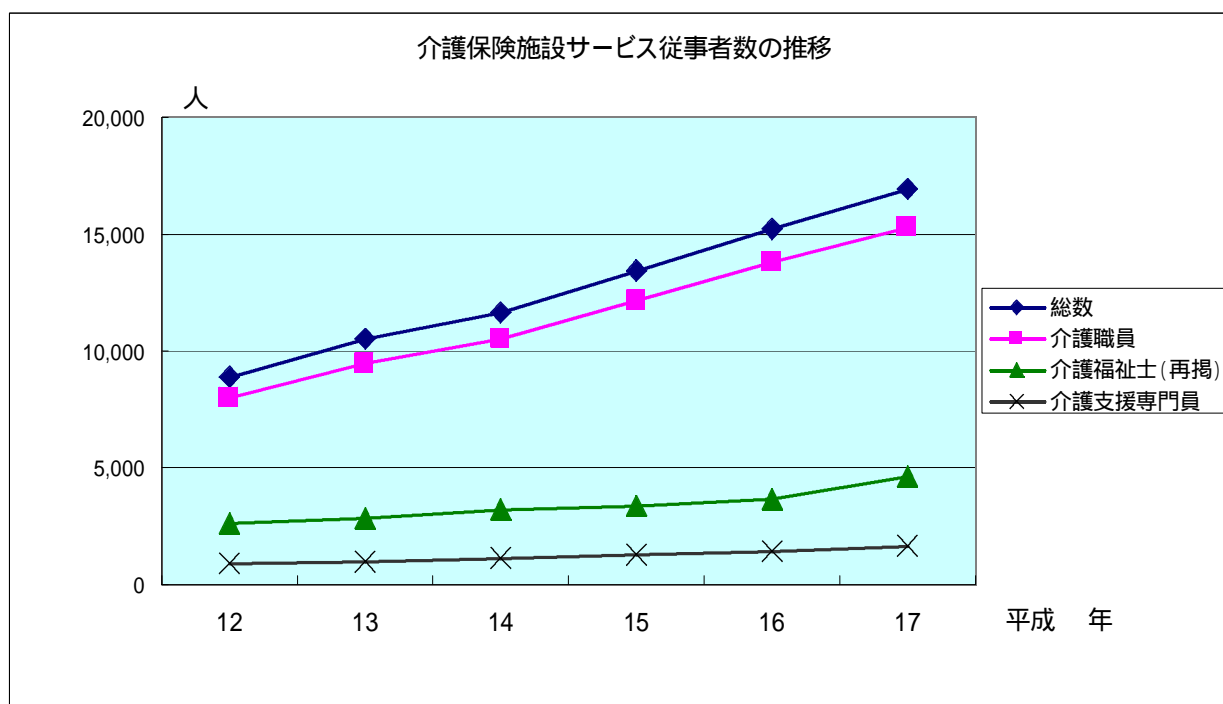
表 - 1

介護保険施設サービス従事者の状況(全国との比較)

(単位:人)

区 分	青 森 県		全国 65 歳以上 人口 10 万対 ( B )	対全国平均 ( A / B )
	従事者数	65 歳以上 人口 10 万対 ( A )		
総 数	16,919	5,181	4,808	108%
介護職員	15,262	4,674	4,381	107%
介護福祉士(再掲)	4,597	1,408	1,025	137%
介護支援専門員	1,657	507	427	119%

厚生労働省大臣官房統計情報部「介護保険サービス・事業者調査」  
常勤(専従、兼務)、非常勤を含む総計。



厚生労働省大臣官房統計情報部「介護保険サービス・事業者調査」  
常勤(専従、兼務)、非常勤を含む総計。

表 - 2

介護保健施設サービス従事者の状況(平成17年)

(単位:人)

区 分		青 森		全 国	
		定員100人 当たり常勤換 算従事者数	常勤換算従 事者数	定員100人当たり 常勤換算従事者 数	常勤換算従 事者数
介護老人 福祉施設	介護職員	37.2	1,904	38.5	147,706
	介護福祉士(再掲)	15.6	797	16.3	62,597
	介護支援専門員	1.8	90	1.6	5,981
介護老人 保健施設	介護職員	31.1	1,580	30.3	90,239
	介護福祉士(再掲)	16.4	834	13.6	40,361
	介護支援専門員	1.6	80	1.6	4,756
介護療養 型 医療施設	介護職員	41.6	553	31.9	41,391
	介護福祉士(再掲)	9.8	130	6.4	8,374
	介護支援専門員	3.3	44	2.6	3,385
計	介護職員	35.0	4,037	34.4	279,336
	介護福祉士(再掲)	15.3	1,761	13.7	111,332
	介護支援専門員	1.9	214	1.8	14,122
合計 (介護職員+介護支援専門員)		18.6	4,251	18.2	293,458

厚生労働省大臣官房統計情報部「介護保険サービス・事業者調査」

「計、合計」は上記データにより積算。

## 7 その他の保健医療従事者

## 【現状と課題】

医学・医術の高度化、専門化の伸展、保健医療需要の多様化を背景に、従来からある療放射線技師や診療エックス線技師、臨床（衛生）検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士等の他に、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う精神保健福祉士や保健・医療・福祉機関と連絡を取り社会復帰や在宅療養の相談援助を行う医療社会事業従事者などの専門職で対応する必要がある領域が広がってきています。

今後、医療関係機関等と連携を図りながら、適正な人材の確保を図るとともに、需要の動向を見守りながら、必要に応じ確保対策を検討していく必要があります。

## 全国との比較

(平成17年10月1日現在)

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	実 数(人)	人口10万対		
診療放射線技師	553.0	38.1	35.2	108.2
臨床検査技師	736.8	50.7	45.1	112.4
視能訓練士	21.1	1.5	3.4	44.1
臨床工学技士	90.0	6.2	10.3	60.2

資料「医療施設調査・病院報告」(厚生労働省)

## 全国との比較

(平成18年12月31日現在)

	青 森 県		全国人口 10万対	対全国平均 (%)
	実 数(人)	人口10万対		
歯科衛生士	646	45.4	68.0	66.8
歯科技工士	576	40.5	27.5	147.2
あん摩マッサージ指圧師	669	47.0	79.1	59.4
はり師	427	30.0	63.7	47.1
きゅう師	409	28.8	62.6	46.0
柔道整復師	425	29.9	30.3	98.7

資料「衛生行政報告例」(厚生労働省)

## 【目 標】

県民の保健医療を支える各種保健医療従事者を確保し、今後とも県民に必要な保健医療を提供していきます。

## 【施策の方向と主な施策】

## (1) 適正な人材の確保

関係する医療機関、団体同士が連携、協力し、必要数に応じて人材の確保を図ります。

(県、医療機関、保健医療関係団体)

## 【用語説明】

## &lt; 診療放射線技師 &gt;

厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者をいいます。

## &lt; 臨床検査技師 &gt;

厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査（心電図検査、心音図検査、脳波検査等）を行うことを業とする者をいいます。

## &lt; 視能訓練士 &gt;

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある人に対する両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいいます。

## &lt; 臨床工学士 &gt;

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする者をいいます。

## &lt; 歯科衛生士 &gt;

厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の直接の指示の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいいます。

- 1 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること
- 2 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

## &lt; 歯科技工士 &gt;

厚生労働大臣の免許を受けて、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正措置を作成し、修理し、又は加工する歯科技工を業とする者をいいます。

## &lt; あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 &gt;

文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他必要な知識及び技能を取得したものであって、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験又はきゅう師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者をいいます。

## &lt; 柔道整復師 &gt;

厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいいます。